

ACLS大阪認定 インストラクター 要件

二次救命処置研修会を1回以上受講する



① インストラクターとして2回以上、ACLS大阪認定二次救命処置研修会に参加する



※1: 他府県から大阪に異動されてきた日本救急医学会認定ICLSコースディレクターの方(新規認定希望者のみ)は②のみを必須とする。

② ACLS大阪が認定するインストラクターコースに1回参加
(受講者もしくはファシリテータとして参加)



※2: 新規認定希望者は①②③の順が本来望ましいが、②③の順は問わないこととする(②の前の①は必須)。なお、資格喪失者の再申請にあたっては①②③の順は問わない。

③ ACLS大阪認定二次救命処置研修会で2回以上指導する



インストラクターの認定にあたっては、要件に加え「タスク」としての参加経験があることが望ましい。

ACLS大阪認定インストラクターの資格を得る

<提出物>

認定申請は随時受付いたしますが、認定カードは年に3回 4月、8月、12月に交付予定。なお、実績証は大阪府医師会長が認定した研修会で実績証に大阪府医師会長のサインを要する。

※1 該当者

- (1) 当日交付されたインストラクターコース実績証のコピーを1枚
- (2) 日本救急医学会認定ICLSコースディレクターカードのコピー
- (3) ACLS大阪認定インストラクター申請書

※2 該当者

- (1) 当日交付された実績証のコピーを5枚(二次救命処置研修会4枚+インストラクターコース1枚)
- (2) ACLS大阪認定インストラクター申請書

大阪府医師会 救急災害医療課宛にご郵送ください。

<解説>

認定インストラクター 資格	更新要件	・認定カードの有効期限内(認定日～更新期限日)に3回以上インストラクター(タスク参加は含まない)としてACLS大阪認定二次救命処置研修会に参加する。
	資格喪失	・更新要件を満たさなかった場合は認定資格を喪失する。